

利用規約

第1章 総則

第1条 (趣旨)

この利用規約（以下、「本規約」という）は、カシワゴルフ（以下、「当施設」という）の会員が当施設を快適にご利用いただくために遵守すべき事項を定めるものとする。

第2条 (適用範囲)

本規約は、当施設を利用する全ての会員及び利用者並びに同伴者に適用されるものとする。
当施設への入会希望者は、入会にあたり予め本規約の内容を十分に理解し、本規約の全ての内容に同意したうえで自己の意思に基づき入会の申し込みを行うものとする。

第3条 (目的)

当施設の目的は、会員及び利用者に対して提供する各サービスを通じて、ゴルフ技術・マナーの向上及び心身の健康維持・増進に寄与し、会員及び利用者相互の親睦を図るとともに、生涯スポーツとしてのゴルフの健全な普及と発展を目指してゴルフライフをサポートすることである。

第4条 (内容及びその変更)

1. 会員及び利用者へ提供される各サービスの内容は、当施設が定めるものとする。
2. 当施設は、随時当該サービスの内容及び本規約の内容を変更することができる。
3. 前項の変更が生じた場合、その旨を会員に対して遅滞なく通知するものとする。
4. 前項の通知は、当施設の公式ホームページに表示するとともに、当施設内に掲示する方法をもって表示する。また、当該通知は、当施設がその内容を公式ホームページに表示し、又は当施設に掲示した時点よりその効力を生じるものとする。

第2章 入会申込

第5条 (入会申込)

1. 入会申込は、当施設に対して所定の入会申込書を提出する方法、又は、パソコンやスマートフォン等の情報端末デバイスを用いて WEB ページ上の入会申込欄に情報を入力して電磁的記録を作成する方法により行うものとする。
2. 入会希望者は、自己の意思に基づき、前項で定める方法に従い入会申込手続きを行い、当施設が定める入会金・月会費等（以下、「会費等」という）を支払うものとする（第9条 会費等参照）。
3. 入会申込書又は入会申込に関する電磁的記録の不備、誤記、虚偽記載、提出遅延、もしくは本規約又は入会申込手続きについて入会希望者による不知や誤認があった場合、これらに起因して入会希望者に発生した不利益は自己の責任とし、当施設は一切の責任を負わないものとする。

4. 未成年の入会希望者は、入会申込書又は入会申込に関する電磁的記録とともに、親権者等法定代理人の署名捺印のある同意書の提出を必要とする。

第6条（会員）

1. 本規約の会員とは、前条に定める入会申込手続を行い、かつ、当施設が入会を承認した者をいう。
2. 当施設は、前項の会員に対して会員証カード及びスマートフォン等の情報端末デバイス上で利用可能な会員証（以下、「デジタル会員証」という）を発行する。ただし、情報端末デバイスに何らかの問題があり、デジタル会員証を発行できない場合はこの限りではない。
3. 当施設は、会員証カードの紛失について一切の責任を負わないものとする。
4. 会員証カードは、再発行することができるが、当施設が定める再発行手数料が発生する。

第7条（入会の承認及び取り消し）

1. 当施設は、入会希望者が次の各号の一に該当する場合、入会を承認しないことがある。また、入会を承認した後において次の各号の一に該当する事実が発覚した場合、その承認を取り消すことができる。
 - (1) 本規約の内容に同意しない者
 - (2) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、及びその関係者、並びにその他の反社会勢力及びその関係者
 - (3) 過去に当施設又は当施設と同業種の施設において、除名又は会員資格の停止もしくはそれに類する処分を受けたことがある場合
 - (4) その他、当施設が社会通念に基づき会員として不適當であると判断する者
2. 前項の規定により、当施設が入会希望者の入会を承認しない場合、当施設は入会希望者に対して速やかにその旨を通知し、第5条第2項の受領済みの会費等を返還する。ただし、すでにサービスの履行がなされた部分に関しては、会費等の返還を行わない。
3. 前項の規定は、第1項後段で定める入会承認後の入会承認取消の場合に準用する。

第3章 営業に関する事項

第8条（営業日等）

当施設は、営業日、休業日、営業時間を定め、当施設の公式ホームページで公開する。
なお、緊急の施設整備等の予測不能な事象に対応するため、臨時休業することがある。

第9条（会費等）

1. 会費等は、当施設が定める料金表により決定され、変更されることがある。
2. 会員及び入会希望者は、会費等を当施設が指定する方法で支払うものとする。
3. 受領済みの会費等は返金しないことを原則とする。ただし、当施設の責めに帰すべき事由により当施設が返金すべきと判断した場合、又は、その他やむを得ぬ事情がある場合はこの限りではない。

第10条（退会及び休会）

1. 会員は、自己の意思に基づき、退会及び休会をすることができる。
2. 会員は、退会又は休会をする場合、当施設に対して、退会又は休会する月の前々月の20日までにその申し出をすることを要する。
3. 前項の規定は、休会者が再び当施設の利用を開始する場合に準用する。
4. 退会者が再び入会する場合、再度、入会金が発生する。

第11条（会員種別の変更）

1. 会員は、自己の意思に基づき、会員種別を変更することができる。
2. 前条第2項の規定は、会員種別を変更する場合に準用する。

第12条（打席の予約）

1. 会員は、オンライン予約又は電話予約の方法で打席を予約することができる。会員以外の利用者（以下、ビジターという）は、電話予約の方法で打席を予約することができる。
なお、当施設は、ビジターが電話予約をする場合、予約日当日の本人確認を実施する観点から、氏名や電話番号等の個人情報を聴取する。
2. 打席の利用時間は、1コマにつき50分とする。
3. 会員及びビジターは、1日につき2コマ（110分）まで打席を予約することができる。
4. 会員は、当日を含め30日先の日付まで打席を予約することができる。ただし、予約に関する会員の利益を確保する観点から、予約できる最大コマ数は6コマに制限され、以後、1コマを消化するごとに1コマの追加予約をすることができる。
5. VIP会員は、本条に定める予約に関する制限を受けない。

第13条（キャンセルポリシー）

1. 会員は、予約日の前日までにオンライン又は電話を用いて、打席の予約をキャンセルすることができる。なお、予約日当日のキャンセルは、電話のみにより受け付けるものとする。
2. 無断キャンセルの場合、又は、当施設が社会通念に基づき悪質なキャンセルと判断した場合、当施設が定めるキャンセル料が発生する。

第14条（家族割引）

1. 会員の家族（配偶者、父母、子、孫）は、当該会員の会員種別と同種別、又は、月会費が当該会員の会員種別よりも低価格の会員種別に入会する場合に限り、家族割引を受けることができる。
2. 割引率は、当施設が定めるものとする。なお、当施設は、割引率を変更することができる。
3. 家族割引は、ジュニア割引等その他の割引制度と併用することができない。
4. 家族割引を利用する入会申込は、会員及びその家族が同伴し、当施設の店頭でのみ手続きをすることができる。なお、当施設は、店頭において会員及びその家族に対して、口頭による質問ならびに運転免許証等本人確認書類の写しの作成を求めることができる。

第 15 条（同伴利用者）

1. 会員の同伴利用者とは、当該会員と同打席で練習を行う者であり、同伴利用者は無料で練習を行うことができる。ただし、バーチャルゴルフ機能を用いてシミュレーションゴルフを行う場合には、当施設が定める料金を支払うものとする。
2. 同伴利用者の人数は、1 打席につき最大 3 名までとする。
3. 同伴利用者を伴う練習の打席の予約は、当該会員が行う者とする。

第 16 条（シミュレーションゴルフ）

1. 会員及びビジターは、バーチャルゴルフ機能を用いてシミュレーションゴルフをプレーでき、当施設の定める料金を支払うものとする。
2. プレーヤーは、1 打席につき最大 4 名までとし、2 コマ（110 分）までの利用を可能とする。
3. その他、シミュレーションゴルフに関する事項は、当施設が別途定め、公式ホームページで公開する。

第 17 条（カシワポイント）

当施設は、会員に対してカシワポイントを付与することができる。

第 4 章 ジュニア会員

第 18 条（資格）

ジュニア会員とは、18 歳までの者であり、その資格は 18 歳になった年度（4 月～3 月）の 3 月 31 日まで保持できる。

第 19 条（入会申込）

1. ジュニア会員の入会申込は、親権者等法定代理人（以下、「保護者」という）の立ち会いのもと、店頭でのみ手続きをすることができる。なお、当施設は、ジュニア会員資格を確認するため、生年月日が記載されている本人確認書類の提出及び写しの作成を求めることができる。
2. 前項の規定以外の入会申込手続きについては、「第 2 章 入会申込」の規定を準用する。

第 20 条（料金）

ジュニア会員は、ジュニア相当額を免除し、その料金は当施設が定めるものとする。

第 21 条（注意事項）

1. 保護者は、ジュニア会員の安全を確保し、他の利用者の迷惑になる行為がないように十分に注意する。
2. 当施設は、保護者の同伴が必要と認めるに足りる事情がある場合、保護者に対して同伴を求めることができる。
3. 「第 4 章 ジュニア会員」に規定のない事項は、すべて当該利用規約の定めるところに従う。

第5章 禁止事項等

第22条（禁止行為）

1. 会員及び利用者並びに同伴者は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。会員及び利用者並びに同伴者が本条に違反した行為を行った場合、当施設は直ちに当該会員の会員資格を停止又は除名し、もしくは利用者及び同伴者を退去させることができる。また、次の各号に該当する行為に起因して当施設及びその関係者に損害が発生した場合、当施設は当該会員及び利用者並びに同伴者に対して、その損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 当施設又はその関係者の財産、プライバシーを侵害し、又は侵害する恐れのある行為
 - (2) 当施設又はその関係者を誹謗中傷し、又はその名誉を傷つける行為
 - (3) 当施設及びその関係者の知的財産権を侵害し、又は侵害する恐れのある行為
 - (4) 当施設の風紀を乱す行為（他の会員及び利用者への暴力行為、迷惑行為、暴言、威圧、不快感を与える行為等）
 - (5) 当施設の備品及び設備を破壊、滅失、損壊、毀損する行為
 - (6) 本規約に違反し、又は違反する恐れのある行為
 - (7) 法令に違反し、又は違反する恐れのある行為
 - (8) その他、前各号に準ずる行為
2. 前項の規定により、会員資格の停止又は除名もしくは退去が確定した場合、当該会員及び利用者は当施設に対して未処理役務の提供を請求できない。

第23条（危険防止、事故防止、風紀維持等）

当施設は、会員及び利用者並びに同伴者が楽しく安全に練習できるように、次の各号を規定する。

会員及び利用者並びに同伴者は、次の各号の規定を遵守する。

- (1) 指定された打席以外での練習は行わない。
- (2) 通路等打席以外での素振りや練習は行わない。
- (3) 泥酔酩酊状態での練習は行わない。
- (4) 当施設は、喫煙ルームを除き禁煙とする。屋外のパティオエリア及びその周辺も禁煙とする。
- (5) 動物、悪臭や騒音を発する物、銃砲刀剣類、発火又は爆発の恐れのある物、その他、他人に迷惑を及ぼす恐れのある物を当施設に持ち込むことはできない。
- (6) 賭博その他風紀を乱す行為は行わない。
- (7) 当施設が許可する場合を除き、物品販売及び広告宣伝行為は行わない。
- (8) 当施設及び他の会員、利用者の許可なく、写真撮影、動画撮影、録音等の行為は行わない。

第24条（譲渡及び相続の禁止）

会員は、会員資格から生ずる一切の権利を他の者に譲渡又は相続できない。

第6章 免責

第25条（免責）

1. 当施設の提供するサービスは、会員がある一定の技能を習得すること、又は資格を取得すること等を保証するものではない。
2. 会員及び利用者並びに同伴者は、身体の安全及び自己の健康状態について自らの責任において管理するものとし、当施設は当施設内で発生した傷害、その他の事故や怪我、健康状態の変調について、一切の賠償責任を負わないものとする。
3. 会員及び利用者並びに同伴者は、自己の所有物について自らの責任において管理するものとし、当施設は当施設内で発生した盗難、滅失、棄損等について、一切の賠償責任を負わないものとする。
4. 会員及び利用者並びに同伴者が、第三者に対して人的又は物的損害を与えた場合、その損害を及ぼした者が全ての責任を負うものとし、当施設は一切の賠償責任を負わないものとする。
5. 会員及び利用者並びに同伴者は、乳幼児や小さいお子様を連れて当施設を利用できるが、お子様の身体の安全管理及び他の利用者に対する迷惑行為の防止は、お子様を連れてきた者が全ての責任を負う。当施設は、施設内で発生した事故等によりお子様に損害が発生した場合、一切の賠償責任を負わないものとする。
6. 当施設が提供する駐車場において、自動車及び携帯品に盗難又は損傷等の事故が発生した場合、当施設は一切の賠償責任を負わないものとする。

第26条（不可抗力免責）

1. 当施設の提供するサービスが、次の各号に定める不可抗力によって不履行となった場合、当施設はその責めを負わないものとする。
 - (1) 天災地変等の自然災害
 - (2) 暴動・内乱・戦争
 - (3) 伝染病及び感染症などの流行
 - (4) 行政庁による命令処分等
 - (5) 法令の制定改廃
 - (6) 交通機関の事故及び渋滞並びにこれに準ずる事態の発生
 - (7) その他、前各号に準ずる非常事態
2. 前項の不可抗力による事態が発生した場合、当施設は、会員及び利用者に対し直ちにその旨を伝え、知り得る情報を提供し、代替措置を講ずる場合はその旨を通知する。

第7章 情報の取り扱い

第27条（情報の定義）

1. 本規約の対象とする情報は、秘密情報及び個人情報である。
2. 秘密情報とは、会員及び利用者（同伴者を含む）が、当施設から提供された情報及び本規約に関連する情報であって、当施設が営業するにあたって営業上、技術上、財産上、有益な情報として秘密とされるべき情報をいう。
3. 個人情報とは、会員及び利用者（同伴者を含む）並びに当施設が、相手方から提供された情報及び本規約に関連する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別ができない場合であっても他の情報と相俟って特定の個人を識別できるものを含む）をいう。

第28条（秘密情報及び個人情報の開示、漏洩、目的外使用の禁止）

会員及び利用者（同伴者を含む）並びに当施設は、秘密情報及び個人情報について厳重に管理するものとし、第三者に開示あるいは漏洩し、また、本規約の目的以外に使用しないものとする。

第29条（個人情報の取り扱い）

当施設は、個人情報の保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、その安全性を確保するために、個人情報への不正アクセス及び個人情報の紛失、改ざん、漏洩に対する合理的な予防措置を講ずることに努める。

第30条（知的財産権の取り扱い）

1. 当施設に係る第27条2項の秘密情報その他会員及び利用者（同伴者を含む）に提供される一切の情報等に関する権利は、当施設に帰属し、かつ、会員及び利用者（同伴者を含む）には移転しないものとする。
2. 会員及び利用者（同伴者を含む）は、録音、録画、撮影その他いかなる方法又は媒体によるものかを問わず、当施設が提供するサービスの内容を記録しないものとする。ただし、当施設が承諾した場合は、この限りではない。